

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、立野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	大川 富美治	生駒郡三郷町立野北二―二九―八
〃	大浦 幹文	〃
〃	森 倍弘	〃
〃	大東 規育	〃
〃	谷川 雅洋	〃
監事	笹川 雅裕	〃
〃	大西 正基	〃

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	中村 末男	生駒郡三郷町立野南一―二六―五〇
〃	大川 富美治	〃
〃	坂本 定義	立野北二―二九―八
〃	一谷 全紀	〃
〃	吉村 富士男	〃
監事	中尾 清實	〃
〃	山本 茂男	〃